

岩手県告示第158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営戸塚地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
花巻市石鳥谷町戸塚第1地割	14番4	田	田	1,864	33
〃	34番2	〃	〃	1,811	33
〃	35番	〃	〃	1,240	33
〃	50番3	〃	〃	791	33
〃	51番3	〃	〃	803	32
〃	51番6	〃	〃	788	32
花巻市石鳥谷町戸塚第4地割	29番2	〃	〃	637	32
〃	38番1	〃	〃	1,117	33
〃	69番1	〃	〃	476	33
〃	84番5	〃	〃	1,617	32
〃	110番	〃	〃	338	32
花巻市石鳥谷町戸塚第5地割	1番5	〃	〃	1,580	33
〃	9番1	〃	〃	1,821	33
〃	15番	〃	〃	1,176	32
〃	29番2	〃	〃	298	33
〃	65番1	〃	〃	33	32
〃	71番1	〃	〃	153	33
花巻市石鳥谷町戸塚第6地割	1番2	〃	〃	754	33
〃	2番1	〃	〃	225	32
〃	15番	〃	〃	1,023	32
〃	17番1	〃	〃	1,010	32
〃	22番1	〃	〃	113	32
〃	24番1	〃	〃	159	32
花巻市石鳥谷町戸塚第7地割	12番1	〃	〃	41	32
〃	20番4	〃	〃	49	32
〃	28番2	〃	〃	1,037	33
〃	39番2	〃	〃	491	32
花巻市石鳥谷町戸塚第8地割	8番1	〃	〃	995	33
〃	14番2	〃	〃	1,020	32
花巻市石鳥谷町戸塚第9地割	16番4	〃	〃	983	33
〃	32番1	〃	〃	1,473	32
花巻市石鳥谷町戸塚第10地割	1番2	〃	〃	745	33

〃	9番1	〃	〃	1,208	32
〃	22番3	〃	〃	950	32
花卷市石鳥谷町戸塚第11地割	33番1	〃	〃	708	32
花卷市石鳥谷町戸塚第15地割	33番	〃	〃	2,446	32
〃	34番1	〃	〃	7,548	33